<u>ヨコハマSDGsデザインセンター</u> 「デザインセンター会員等を対象とした SDGs 取組支援プロジェクト」 取組支援パートナー応募要領

1 目的

市内事業者等を対象としたSDGs取組支援プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)は、SDGsをビジネスや市民活動で活用するためのセミナー・イベント(説明会・勉強会・ワークショップ・イベントのブース出展)の実施を、ヨコハマSDGsデザインセンター(以下「デザインセンター」という。)会員向けに、個別ニーズに対応して実施し、会員等の意識向上、ビジネスへの活用の取組を支援します。

実施にあたり、セミナーの講師等については、本応募要領に則り、取組支援パートナーを募集し、取組支援パートナーとデザインセンターが連携し、プロジェクトを進めることとします。

2 取組支援パートナー

取組支援パートナー(以下、「パートナー」という。)として連携を希望される企業・団体は、必要事項を「取組支援パートナー登録申込書」に記載し提出してください。 ご提出いただいた後、応募要件の確認等を行います。

いただいた情報は、デザインセンターウェブサイト等で実施・開催募集に活用します。 <提出事項>

- ・セミナー・イベント実施の実績(事業活動として所有しているもの)または計画
- ・メニューの詳細(「取組支援パートナー登録申込書」へ記載してください。)
- (1)対象者(企業向け、一般向け、学生向けなど)
- (2)手法・実施形式(実施場所、必要な機材、時間・回数など)
- (3) 内容概要(セミナー:基礎~経営支援等のレベル/イベント:出展内容)
- (4)ニーズに応じたカスタマイズの可否
- (5)費用

<申込書送付先>

下記のメールアドレス宛に添付のうえお送りください。

送付先:contact@yokohama-sdgs.jp

3 セミナー実施の流れ

別紙のとおり

4 パートナーのメリット

パートナーの皆さまに期待されるメリットは次のとおりとします。なお、変更が生じる場合は、別途通知します。

- (1) デザインセンターとの連携によるセミナー実施・イベント参画機会の創出
- (2) セミナー・イベント等の実施支援メニューとしてウェブサイトに掲載
- (3) セミナー・イベント等の開催結果などウェブサイトを通じて公表・プロモーション

5 パートナーへの応募

パートナーへの応募資格は、次に掲げる資格基準をすべて満たしていることを条件とします。

資格の審査にあたっては、「取組支援パートナー登録申込書」で確認しますが、必要に応じて ヒアリングや追加資料の提出を求めることもあります。

また登録後であっても、資格基準に非該当となった場合もしくは、非該当であることが判明 した場合は、登録解除しますので、ご留意ください。

《資格基準》

- ① デザインセンターの目的に賛同する者であり、かつ法人格を有する団体であること。
- ② 本応募要領をよく理解し、デザインセンターに協力し事業を進めることができる者であること。
- ③ 関係法令等を遵守できる者であること。
- ④ 個人情報の取り扱いについて、関係法令等を遵守できる者であること。
- ⑤ 会社更生法、破産法、もしくは民事再生法の適用を受けていない者、又は商法により特別清算もしくは会社整理を行っていない者であること。
- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第 2項第1号の処分を受けている団体もしくはその代表者、主催者その他の構成員又は当 該構成員を含む団体でないこと。
- ⑦ 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者(法人その他の団体にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいう。)が暴力団員などと密接な関係を有すると認められる者をいう。)でないこと。
- ⑧ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違 反している事実がある者でないこと。
- ⑨ 本事業の実施に必要な費用を確実に負担する資力・信用力を有する者であること。
- ⑩ 個人情報の適正管理、情報の流出防止策など、情報セキュリティ対策を講じていること。

6 その他

(1)提出書類

提出いただいた書類等は返却しません。

(2) セミナー開催に係る費用

有償の場合は、デザインセンター、取組支援パートナー及び申し込み者で調整の上、手続きを進めます。

2019年12月

別紙:セミナー・イベント等実施までの流れ

